

平成26年度 昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に向けて、経済的基盤となる就労を支援するため、市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設のうち、物品等の調達可能な施設等とする。

- (1) 法第2条第2項第1号で規定する事業所、施設等であって、次のいずれかの施設
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (4) 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (5) 法第2条第3項で規定する在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- (6) 法第2条第4項に規定する在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する対象物品等

市が契約により調達する物品等のうち、印刷製品、軽作業、清掃作業等、その他障害者就労施設等が受注することが可能な物品等を対象とし、次に掲げる例示を参考に調達するものとする。ただし、事業予定等の中で障害者就労施設等に依頼が可能なものがあるときは、この限りでない。

(1) 物品（例示）

- ア 食品類（パン、焼き菓子、お弁当など）
- イ 縫製品等（布きん、きん着など）
- ウ 紙製品等（名刺など）
- エ 生活雑貨（木工パズル、ストラップなど）
- オ 印刷製品（名刺、リーフレットなど）

(2) 役務の提供（例示）

- ア クリーニング
- イ 軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、箱組み立てなど）
- ウ 清掃作業
- エ 分別作業
- オ 回収作業

5 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 物品等の調達の推進方法

- (1) 市内の障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、市の全ての組織に対し情報提供を行う。
- (2) 市の全ての組織は、物品等の調達において、障害者就労施設等から調達の可能性について検討するよう努める。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間や発注方法を考慮するよう努める。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定による随意契約の積極的な活用を図る。
- (5) 市は、障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために取り組みの支援に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部障害福祉課とし、調達の推進に当たっては、全ての組織の参画により、方針の目的達成に努めるものとする。